規則

○国家公安委員会規則第五号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）の一部の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第四条第一項及び第五項、第五条第一項及び第十一項並びに第七条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

国家公安委員会委員長　松本　純

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号。以下「施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（警告の方法） **第二条**　法第四条第二項に規定する警告（以下単に「警告」という。）は、別記様式第二号の警告書を交付して行うものとする。 2　前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第二号の警告書を交付するいとまがないときは、警告を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第二号の警告書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。	（警告の方法） **第二条**　法第四条第二項に規定する警告は、別記様式第二号の警告書を交付して行うものとする。ただし、緊急を要し警告書を交付するいとまがない場合であって、当該警告の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。
［条を削る。］	［項を加える。］
（禁止命令等の申出の受理） **第四条**　法第五条第一項又は第三項の申出（以下「禁止命令等の申出」という。）の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。	（警告に関する公安委員会への報告事項） **第四条**　法第四条第五項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一　警告書の番号 二　警告を受けた者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。第九条第二号及び第十三条において「住所等」という。）、氏名及び生年月日 三　警告の申出をした者の住所、居所及び氏名 四　警告の申出があった日 五　警告をした理由 六　その他参考となるべき事項
（禁止命令等の申出の受理） **第五条**　法第五条第一項の申出の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。	（禁止命令等の申出の受理） **第五条**　法第五条第一項の申出の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。